

# 【浦安市における地域生活支援拠点事業について】

～障がいのある方が、住み慣れた地域で、その人らしく安心して長く生活できるよう、地域全体で協力しあい、手を携え、支えあう社会を目指して～



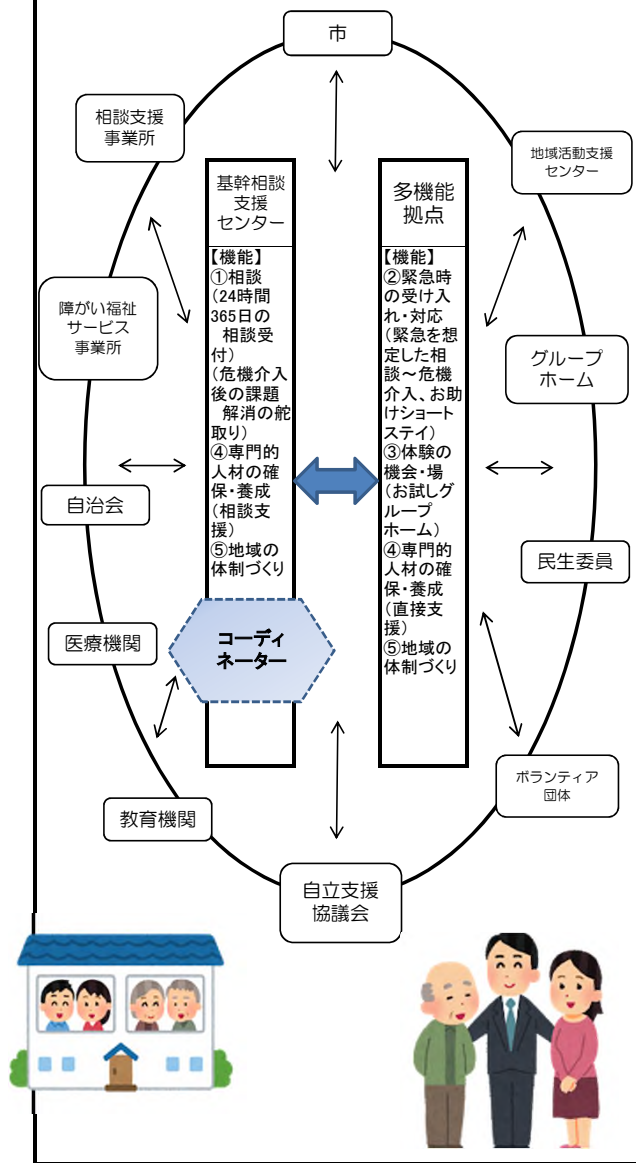
令和2年11月1日作成

**1. 地域生活支援拠点とは**  
障がい児・者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（後述）を持つ場所や体制のことを表します。  
地域の実情に応じた創意工夫により拠点を整備し、障がい児・者の生活を、地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目指します。

**2. 地域生活支援拠点の整備をめぐる動き**  
(設置根拠)  
○厚生労働省  
第5期障害福祉計画（平成30年度～令和2年度）  
○千葉県  
第6次障害者計画（平成30年度～令和2年度）  
○浦安市  
障がい者福祉計画（平成30年度～令和2年度）  
（いずれの計画においても、令和2年度末までの「地域生活支援拠点」の整備目標が明記されています。）  
⇒浦安市では、東野地区複合福祉施設のフルオープンに合わせ、令和2年11月から本格的稼働を開始しました。

**3. 地域生活支援拠点に必要な5つの機能**  
**①相談**  
基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談の他必要な支援を行う機能。  
**②緊急時の受け入れ・対応**  
短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。  
**③体験の機会・場**  
地域移行支援や親元からの自立等にあたって、グループホーム等の障がい福祉サービスの利用や、一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。  
**④専門的人材の確保・養成**  
医療的ケアが必要な方や行動障がいを有する方、高齢化に伴い障がい重度化した方等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。  
**⑤地域の体制づくり**  
基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業、一般相談支援事業等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

**4. 浦安市が目指す地域生活支援拠点のイメージ**  
多機能拠点と基幹相談支援センターが中心（コア）となるとともに、各相談支援事業所等が相互に連携を図ります。



**〔注〕多機能拠点とは**  
地域生活支援拠点における「多機能拠点」とは、東野地区複合福祉施設居住棟のGH、短期入所部分を指します。

施設名	階数	機能
通所棟	4F	ソーシャルサポートセンター
地域福祉センター	3F	発達障がい者等地域活動支援センター
多機能事業（生活介護・就労継続支援B型）	2F	グループホーム、短期入所
身体障がい者福祉センター	1F	子育て短期支援等、GH、短期入所

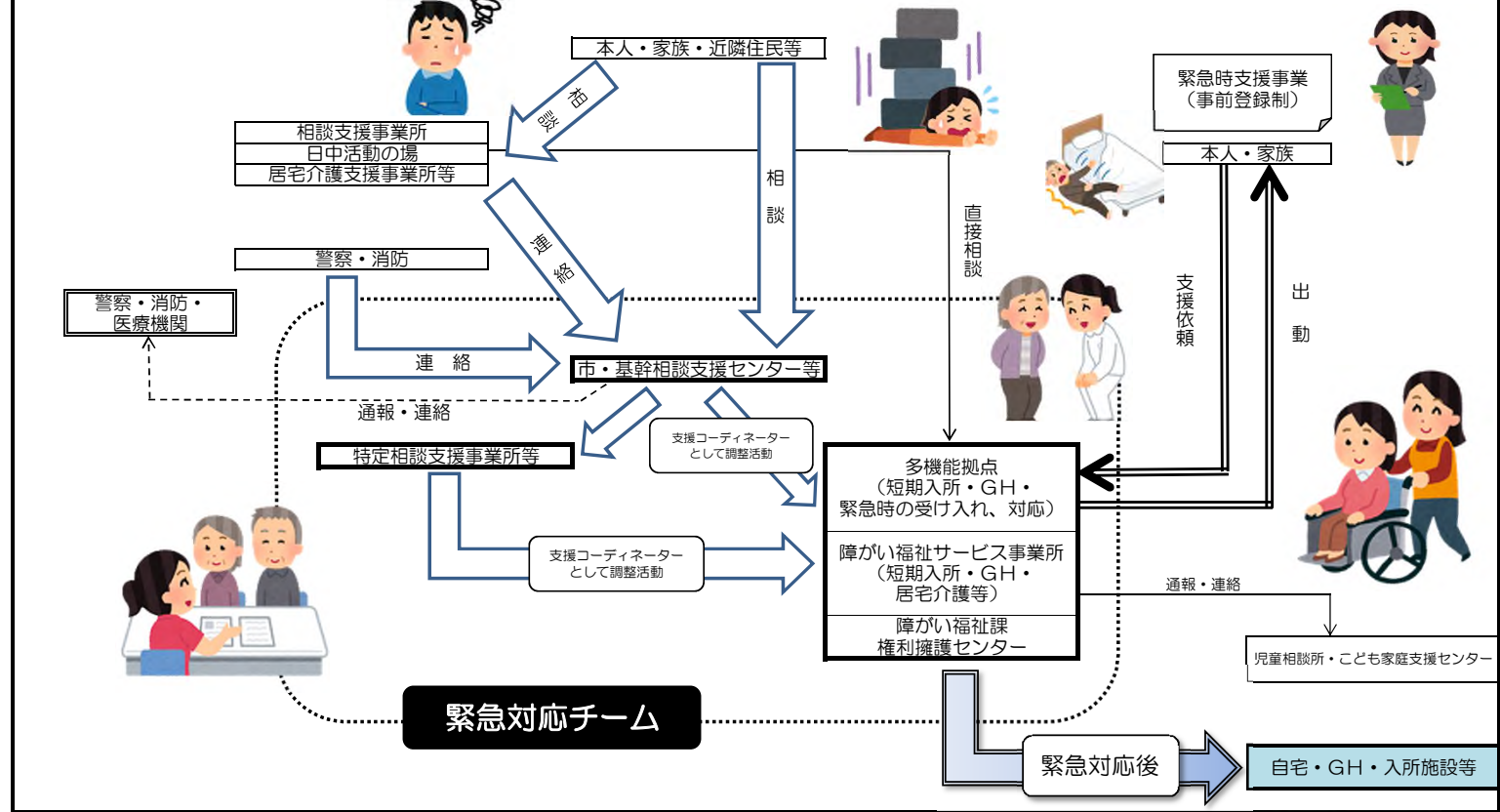


**5. 緊急時の受け入れ・対応に係る体制について**  
緊急時のかけつけ支援として、「介護者の急病や障がい者の状態変化等により居宅生活が困難と認められるとき」に備え、24時間365日に渡る常時の出動体制を確保します。また、継続した支援が必要と判断される場合には、「浦安市障がい者緊急時支援事業」の登録を勧め、安定した支援の実現を図ります。

地域生活支援拠点における緊急時の受け入れ・対応については、次の2つの類型を規定しています。

類型	概要	対象者	対応要件		
			時間帯	対応機関	備考
①	多機能拠点において実施する緊急時支援事業（事前登録制）	市内に住所を置き居宅（グループホーム含む）にて生活している65歳未満の障がい児者、及び65歳以上で現に障がい福祉サービスのみのみを利用している方（各障害手帳所持者、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス利用対象者、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業利用対象児） 〔注〕緊急時支援事業（事前登録制）の対象者は、65歳未満の方となります。	日中（平日） ※業務時間内	・基幹相談支援センター ・多機能拠点 ・相談支援事業所 ・市（障がい福祉課、権利擁護センター等）等	居住系及び日中活動系サービスの利用中、及び担当する相談支援専門員（介護支援専門員）の業務時間内に生じた緊急事態への初期対応は、当該事業所等が行うことを原則とします。
②	緊急時支援事業登録者以外からの緊急要請	市が行う「障がい者緊急時支援事業」に登録していない方からの要請に応じ、多機能拠点から支援員が派遣されます（介護者の急病や障がい者の状態変化等により居宅生活が困難と認められるときに限られます）。	深夜、早朝、祝日等 ※業務時間外	・基幹相談支援センター ・多機能拠点	かけつけについては、緊急時支援事業登録者を原則とします。

**6. 緊急時支援体制フロー イメージ図**



**7. 地域生活支援拠点に必要な機能の実施状況の把握**  
地域生活支援拠点事業は、運営を開始してからが大切です。地域生活支援拠点に必要な機能が適切に実施されているか、また、地域の実情に適しているか、様々な地域課題に対応できているか等を視点に置き、今後も十分な検討・検証を行う必要があります。このため、定期的又は必要な時に自立支援協議会等を活用し、地域生活支援拠点に必要な機能の実施状況の把握に努めるとともに、随時見直しを行い、機能の充実・発展を図るものとします。

